

子ども発達センターにおいて、療育訓練及び相談等を行うとともに、従来から実施していた知的障害児通園事業の保護者負担分全額免除に加え、新たに訓練事業の保護者負担額も全額免除します。また、区内の療育関係機関や団体とネットワークを築き、療育体制の整備・充実を図ります。さらに、法律に基づく障害児通所・通園施設や児童デイサービスを利用する区民の保護者負担分を全国で初めて全額補助するとともに、区内の障害乳幼児通所訓練施設（法外）に対する運営費補助のほか、新たに利用者の負担軽減を行い、障害のある乳幼児が早期療育を安心して受けられるように支援します。

(1) 子ども発達センター（ウエルピアかつしか1階）

①知的障害児通園事業

発達課題に応じたグループ活動

療法士によるグループ及び個別訓練

②知的障害児等訓練事業

少人数のグループ活動

療法士等による個別指導

③外来個別指導

④グループ指導による経過観察

⑤障害乳幼児を受入れる区内保育園（区立保育園を除く）、幼稚園への訪問指導

⑥緊急一時保育及び一時保育

⑦発達相談

(2) 民間障害乳幼児療育事業運営費助成

障害乳幼児の早期療育訓練を行う民間通所訓練事業者にその運営経費の一部を助成することにより障害乳幼児の発達を促進し、保護者負担の軽減を図ります。

(3) 民間療育施設通所障害乳幼児保護者の負担軽減【新規】

民間療育施設の利用者に対して、保護者の負担軽減を図ります。

①児童デイサービス（法内）

対 象 サービスを利用する区民

助成内容 施設利用料自己負担分の全額助成

②障害乳幼児通所・通園施設（法内）

対 象 法内施設を利用する区民

助成内容 施設利用料自己負担分の全額助成

③障害乳幼児通所訓練施設（法外）

対 象 区内の法外施設を利用する区民

助成内容 障害乳幼児1人につき月額2,000円以内